

### 評議員会の在り方（社会福祉法人の例）

社会福祉法  
（評議員会）

第42条 社会福祉法人に、評議員会を置くことができる。

- 2 評議員会は、理事の定数の2倍を超える数の評議員をもつて組織する。
- 3 社会福祉法人の業務に関する重要事項は、定款をもつて、評議員会の議決を要するものとする事ができる。

社会福祉法人指導監査要綱の制定について（通知）

項目	指導監査事項	備考
組織運営 6 評議員・評議員会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 評議員会は原則として諮問機関とし、都道府県又は市町村が福祉サービスを必要とする者について措置を採る社会福祉事業又は保育所を経営する事業のみを行う法人以外はこれを設けること。</li> <li>2 評議員の定数及び現員は、理事の2倍を超えていなければならないこと。</li> <li>3 各評議員について親族等の特殊の関係のある者が定款に定める数を超えて選任されていないこと。</li> <li>4 当該法人に係る社会福祉施設の整備、運営と密接に関連する業務を行う者が3分の1を超えてはならないこと。</li> <li>5 地域の代表が参加していること。 また、社会福祉協議会にあっては、その区域において社会福祉事業を営むる団体の役職員及びボランティア団体の代表者が参加していること。</li> <li>6 評議員の選任、評議員会の開催、審議は定款の定めに従い行われている</li> </ol>	

	<p>こと。</p> <p>7 評議員会の要審議事項について審議され、同意が得られていること。</p> <p>8 評議員会への欠席が継続している評議員がいないこと。</p> <p>9 議事録は正確に記録され、保存されていること。</p>	<p>評議員会の要審議事項は次のとおり。</p> <p>予算、決算、基本財産の処分、事業計画及び事業報告</p> <p>予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄</p> <p>定款の変更</p> <p>合併</p> <p>解散及び解散した場合の残余財産の帰属者の選定</p> <p>その他、この法人の業務に関する重要事項で、理事会において必要と認める事項</p> <p>理事を兼ねる評議員が出席者の過半数を占めるような評議員会の開催は、評議員会のけん制機能を弱め、好ましくないことから、特に理事を兼ねていない評議員の欠席が継続しているような場合には、十分な指導を行わねたいこと。</p>
--	--	--

社会福祉法人定款準則（抜粋）

評議員会を設ける場合には、定款に次の章を加えること。

第 章 評議員及び評議員会

（評議員会）

- 第 条 評議員会は、      名の評議員をもって組織する。
- 2 評議員会は、理事長が招集する。
  - 3 理事長は、評議員総数の3分の1以上の評議員又は監事から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内に、これを招集しなければならない。
  - 4 評議員会に議長を置く。
  - 5 議長は、その都度評議員の互選で定める。
  - 6 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。
  - 7 評議員会の議事は、評議員総数の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
  - 8 評議員会の決議について、特別の利害関係を有する評議員は、その議事の議決に加わることができない。
  - 9 議長及び評議員会において選任した評議員2名は、評議員会の議事について議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、これに署名又は記名押印しなければならない。
  - 10 評議員の報酬については、勤務実態に即して支給することとし、評議員の地位にあることのみによっては、支給しない。

（備考）

- (1) 都道府県又は市町村が福祉サービスを必要とする者について措置をとる社会福祉事業又は保育所を経営する事業のみを行う法人以外の法人は、評議員会を設けること。
- (2) 評議員の定数は、理事定数の2倍を超える数とすること。
- (3) 議長の議決権については、第7項の規定により、可否同数のときの決定権として行使されることとなり、それより前に行使することは二重の投票権を有する結果にもなり、不都合な事態を招く。そのため、可否同数のときより前の議決はできないことに留意すること。

（評議員会の権限）

- 第 条 評議員会は、次に掲げる事項を審議する。
- (1) 予算、決算、基本財産の処分、事業計画及び事業報告
  - (2) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
  - (3) 定款の変更
  - (4) 合併
  - (5) 解散（合併又は破産による解散を除く。以下この条において同じ。）
  - (6) 解散した場合における残余財産の帰属者の選定
  - (7) その他、この法人の業務に関する重要事項で、理事会において必要と認める事項
- 2 理事会は、前項に掲げる事項を決定しようとするときは、原則として評議員会の同意を得なければならない。

(備考)

「原則として評議員会の同意を得なければならない」とは、評議員会の同意を事後でも差し支えないこととするとともに、一定の場合においては評議員会の同意を不要とするものである。ここにおける「一定の場合」とは、災害時等緊急に法人としての意思決定をする必要がある場合等、理事会として当該法人の運営上評議員会の同意を得ることが著しく困難であると認められる場合である。

(同前)

第 条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の仕事執行の状況について、役員に対して意見を述べ若しくはその諮問に答え又は役員から報告を徴することができる。

(評議員の資格等)

第 条 評議員は、社会福祉事業に関心を持ち、又は学識経験ある者で、この法人の趣旨に賛成して協力する者の中から理事会の同意を経て、理事長がこれを委嘱する。

2 評議員の委嘱に当たっては、各評議員について、その親族その他特殊の関係がある者が 名を超えて含まれてはならない。

(備考)

第 2 項の親族等の人数は、評議員の定数に応じて第 4 条の(備考)の(2)と同様とすること。

(評議員の任期)

第 条 評議員の任期は 2 年とする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 評議員は、再任されることができる。

(注) 準則中のアンダーラインの部分は、租税特別措置法第 40 条の特例を受けようとする場合における国税庁長官の審査事項である。

租税特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号)

(国等に対して財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税)

第 40 条 国又は地方公共団体に対し財産の贈与又は遺贈があつた場合には、所得税法第 59 条第 1 項第 1 号の規定の適用については、当該財産の贈与又は遺贈がなかつたものとみなす。民法(明治 29 年法律第 89 号)第 34 条の規定により設立された法人その他の公益を目的とする事業を営む法人に対する財産の贈与又は遺贈(当該法人を設立するためにする財産の提供を含む。以下この条において同じ。)で当該贈与又は遺贈が教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与することその他の政令で定める要件を満たすものとして国税庁長官の承認を受けたものについても、また同様とする。

## 評議員会の在り方（学校法人の例）

私立学校法（昭和24年12月15日法律第270号）

（評議員会）

第41条 学校法人に、評議員会を置く。

- 2 評議員会は、理事の定数の2倍をこえる数の評議員をもつて、組織する。
- 3 評議員会は、理事長が招集する。
- 4 評議員会に、議長を置く。
- 5 理事長は、評議員総数の3分の1以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあつた日から20日以内に、これを招集しなければならない。
- 6 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決をすることができない。
- 7 評議員会の議事は、出席評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 8 前項の場合において、議長は、評議員として議決に加わることができない。

第42条 次に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ、評議員会の意見を聞かなければならない。

- 一 予算、借入金（当該会計年度内の収入をもつて償還する一時の借入金を除く。）及び重要な資産の処分に関する事項
  - 二 寄附行為の変更
  - 三 合併
  - 四 第50条第1項第1号（評議員会の議決を要する場合を除く。）及び第3号に掲げる事由による解散
  - 五 収益を目的とする事業に関する重要事項
  - 六 その他学校法人の業務に関する重要事項で寄附行為をもつて定めるもの
- 2 前項各号に掲げる事項は、寄附行為をもつて評議員会の議決を要するものとすることができる。

第43条 評議員会は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。

（評議員の選任）

第44条 評議員となる者は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 当該学校法人の職員のうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者
  - 二 当該学校法人の設置する私立学校を卒業した者で年齢25年以上のものの中から、寄附行為の定めるところにより選任された者
  - 三 前各号に規定する者のほか、寄附行為の定めるところにより選任された者
- 2 前項第一号に規定する評議員は、職員の地位を退いたときは、評議員の職を失うものとする。

（寄附行為変更の認可等）

第45条 寄附行為の変更（文部科学省令で定める事項に係るものを除く。）は、所轄庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。

- 2 学校法人は、前項の文部科学省令で定める事項に係る寄附行為の変更をしたときは、遅滞なく、その旨を所轄庁に届け出なければならない。

(評議員会に対する決算の報告)

第46条 決算は、毎会計年度終了後2月以内に、理事長において、評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。

学校法人寄附行為作成例(昭和38年私立大学審議会決定)

#### 第4章 評議員会及び評議員

(評議員会)

第18条 この法人に、評議員会を置く。

2 評議員会は、 人の評議員をもって組織する。

3 評議員会は、理事長が招集する。

4 理事長は、評議員総数の3分の1以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内に、これを招集しなければならない。

5 評議員会を招集するには、各評議員に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を、書面により通知しなければ、ならない。

6 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

7 評議員会に議長を置き、議長は、評議員のうちから評議員会において選任する。

8 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その会議を開き、議決をすることができない。

9 前項の場合において、評議員会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

10 評議員会の議事は、出席評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

11 前項の場合において、議長は、評議員として議決に加わることはできない。

(議事録)

第19条 第17条の規定は、評議員会の議事録について準用する。この場合において、同条第2項中「出席理事全員」とあるのは、「議長及び出席評議員のうちから互選された評議員2人以上」と読み替えるものとする。

(諮問事項)

第20条 次の各号に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ評議員会の意見を聞かなければならない。

一 予算、借入金(当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。)

及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分

二 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄

三 寄附行為の変更

四 合併

五 目的たる事業の成功の不能による解散

〔六 収益事業に関する重要事項〕

七 寄附金品の募集に関する事項

八 その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

(評議員会の意見具申等)

第21条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。

(評議員の選任)

第22条 評議員は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 この法人の職員で理事会において推せんされた者のうちから、評議員会において選任した者 人
  - 二 この法人の設置する学校を卒業した者で年令25年以上のもののうちから、理事会において選任した者 人
  - 三 学識経験者のうちから、理事会において選任した者 人
- 2 前項第一号に規定する評議員は、この法人の職員の地位を退いたときは評議員の職を失うものとする。

(任期)

第23条 評議員の任期は、 年とする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 評議員は、再任されることができる。

## 評議員会の在り方（医療法人の例）

病院又は老人保健施設等を開設する医療法人の運営管理指導要綱の制定について（通知）

項目	運営管理指導要綱	備考
組織運営 2 役員 (7) 評議員 (財団たる 医療法人)	評議員としての職務を行使できない者が名目的に選任されていることは適当でないこと。	

特定医療法人制度の改正について（通知）

（別添 3）モデル定款・寄附行為例

特定医療法人の定款例

### 第 5 章 評議員

第 1 5 条 本団体に評議員 1 2 名以上 名以内を置く。

第 1 6 条 評議員は、理事会が選任し、理事長が委嘱する。

2 評議員を選任するにあたっては、評議員の数が理事の数の、2 倍の数を下ることがなく、かつ、親族等の数が、評議員の総数の 3 分の 1 以下としなければならない。

3 評議員は、理事又は監事を兼ねることはできない。

第 1 7 条 評議員の任期は 2 年とし、新任または補欠により就任した評議員の任期は、すでに就任している他の評議員の任期と同時に満了するものとする。

第 1 8 条 評議員は、評議員会を組織して、この定款に定める事項を議決するほか、理事長の諮問に応じて意見を述べるものとする。